

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号 農地法第5条の規定による整理番号5-1および議案第1号 農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号 農地法第5条の規定による整理番号5-2については、それぞれ関連する事項がございますので、あわせて議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議いたします。

よろしいでしょうか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、整理番号3-2について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ（整理番号3-1、整理番号3-2）】

説明は以上です。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1、5-2について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ（整理番号5-1、5-2）】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、および議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1および農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、3月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字中堂地内でございます。

始めに整理番号3-1について、農地の現況ですが、お茶や栗が作付けされております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではホウレンソウ、キャベツ、ニンジンなどの露地野菜、ナシ、ブドウなどの果樹を作付けするとのこと。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5-1について、農地の現況ですが、お茶、栗、柿が作付けされております。

周囲の状況ですが、申請地の南側が県道下畑軍畑線、東側が山林となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、東京都小平市在住の会社員です。申請地隣接地に飯能住まい制度を用いて移住後に、農のある暮らし農地取得型として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ホウレンソウ、キャベツ、ニンジンなどの露地野菜、ナシ、ブドウなどの果樹の作付計画が提出されています。なお、譲受人は、小平市内の市民農園を借りて野菜作りをしており、また、農家に出向く農園ボランティアに参加しながら、農業を学んでいました。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台、消毒機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5 aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都小平市の勤務先の社宅にて妻と二人の子供と生活しております。

以前から農地を取得して耕作したいと考えており、飯能市のエコツアーや飯能住まい制度の説明会に参加し、飯能市内への転居を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては20件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことに関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことは

ないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1および議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、および議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の松本健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

1番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2および議案第2号 農地法第5条の許可申請についての整理番号5-2について、3月24日に利根川哲委員、大野次夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字坂石字梨本地内でございます。

始めに整理番号3-2について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではトマト、キュウリ、ジャガイモなどの露地野菜を作付けするとのことです。

また、通作については自宅予定地の隣接地とのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5-2について、農地の現況ですが、同じく保全管理されております。

周囲の状況ですが、南側が市道、西側は譲受人が取得予定の農地であるため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、松本健一委員の説明のとおりです。

譲受人は、東京都練馬区在住の会社員です。申請地隣接地に移住後に、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、キュウリ、ジャガイモなどの露地野菜の作付け計画が提出されています。なお、譲受人は、両親が借りている市民農園で両親とともに野菜作りをしておりました。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、まったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございませぬ。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しませぬ。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、松本健一委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都練馬区在住の会社員です。

申請人は、申請地に隣接する宅地を購入しておりますが、宅地には公道へつながる通路がない状態であるため、申請地を宅地への進入路敷地として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました利根川哲委員何かございますか。

5番

松本健一委員の説明のとおりです。

議長

同行して現地調査していただきました大野次夫推進委員何かございますか。

推3番	松本健一委員の説明のとおりです。
議長	それでは質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
2番	整理番号3-2の農地の形ですが、北側が細くなっていますが、元々このような地形になっているのでしょうか。
事務局	ご指摘の通り、元筆の地形がそのようになっております。
議長	その他ございますでしょうか。
	【なしの声】
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成・賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ（5-3）】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について審議を行います。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7 番

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5-3 について、3 月 23 日に都築敏夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦荊場字上ノ原地内にございます。

農地の現況ですが、露地野菜が作付けされております。

周囲の状況ですが、周囲に農地はございません。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-3 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市大字芦荊場地内で一般住宅等の外構工事を自営で業務を行っています。

現在申請人が借用している資材置場が返却を求められており、返却した際、資材や車両の置場が不足するため、申請地を新たな資材置場として利用したく申請するものです。

申請年月日は、令和 2 年 3 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第 2 種農地に該当します。

次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。

1 つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2 つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3 つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4 つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5 つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6 つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7 つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことは

	<p>ないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。</p>
推6番	<p>綿貫幸進委員の説明のとおりで、申請地の北側が大型店舗、南側が家屋、そして西側が山林となっていることから、周辺農地への影響はないと考えます。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>まず、第1番の方についてです。</p> <p>平成25年3月より就農し、無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。</p> <p>販売方法は、個人宅への季節のお野菜セットの販売をメインに、自然食品店や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。</p> <p>続きまして第2番の方です。</p> <p>化学肥料は一切使わず、緑肥をすき込むなど自然栽培でやられています。小麦を作付けされており、市内の飲食店へ卸しています。</p>

その他固定種野菜で、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン、など20種類程度の野菜です。

続きまして第3番の方です。

茶業に従事されており、茶園を経営されております。茶畑として借り受けております。

続きまして第4番の方です。

令和2年4月から2年間の期間において実施する、明日の農業担い手育成塾の研修圃場としての利用となります。

研修生の方は、ここで農業大学校を卒業され、2年後の新規就農を目指して、入塾されます。

有機農法をベースとした少量多品目での経営を考えられております。

続きまして第5番の方です。

平成30年3月に明日の農業担い手育成塾を卒業し、4月から飯能市に新規就農した方です。

経営作物としては、主に露地野菜（ネギ、エダマメ、ブロッコリーほか）です。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。

【1名の委員 退室】

議長

質疑に入ります。

何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。委員1名には入室していただきます。
	【1名の委員 入室】
議長	続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【総会次第別紙の説明（議事録では付議案件4「その他」に記載）】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上で、令和2年3月総会を閉会いたします。